

平成27年第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成27年5月12日(火)
午後1時57分～午後2時14分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
教育委員長 三宅 義雅
委員長職務代理 西 育代
委員 田中 保和
委員 山崎 裕行
教育長 吉原 孝
4. 出席した職員
教育部長 尾野 晋一
教育監 蛇草 真也
理事兼公民館長 酒谷 敬三郎
次長兼教育総務課長 中野 佳彦
次長兼社会教育課長 井須 浩嘉
次長兼文化財課長 藤田 裕邦
スポーツ推進課長 一松 孝博
学務課長 松田 成史
学務課参事 北井 啓司
指導課長 野間 浩一
図書館主幹 山路 茂樹
こども未来部長 己波 敬子
次長兼子ども育成課長 小林 由幸
事務局教育総務課 寺川 款
5. 議事案件
議案第18号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について
(継続審議)
議案第22号 柏原市社会教育委員の委嘱について
議案第23号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について
議案第24号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について
議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会への諮問について
議案第27号 平成27年度就学援助について

6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

三宅委員長： 只今より、平成27年 第5回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、田中 保和 委員、よろしくお願いたします。まず始めに、前回の平成27年 第4回定例教育委員会会議録及び第1回臨時教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気付きの点がございましたらお願いいたします。

委員全員： (意見等なし)

三宅委員長： ご意見等がないようですので、平成27年 第4回定例教育委員会会議及び第1回臨時教育委員会会議の会議録を承認することといたします。

吉原教育長： この4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、議事録の公表について努力義務が規定されております。これは公文書として情報公開条例に基づく請求があれば公開するというものではなくて、積極的にホームページへの掲載により公表していきたいと考えております。

三宅委員長： 今までも審議した内容の概要については掲載しておりました。

吉原教育長： そうです。審議された結果のみが掲載されておりました。今回の法律改正の主旨からすると、この4月の法律改正後の初の定例教育委員会会議の議事録から公開しておくべきではないかと考えております。

三宅委員長： 今、教育長の方から提案がありましたけれども、議事録を公開していく方向でよろしいですか。

委員全員： (了承)

三宅委員長： 今後の議事録については原則公開していくということでお願いします。それでは、本日の議事案件に入っていきます。本日の議事案件は7件あります。最初に前回の会議の際、継続審議となっておりました議案第18号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について、これは後の議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会への諮問とも関連してきますので、議案第25号の審議が終了した後に審議したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員全員： (了承)

三宅委員長： それでは、議案第22号 柏原市社会教育委員の委嘱について、担当課の方からお願いします。

井須次長： 社会教育課から、ご説明申し上げます。議案第22号 柏原市社会教育委員の委嘱について、平成26年4月1日付で委嘱しました社会教育委員につきまして、所属団体において異動がありましたので、社会教育法第15条第2項及び柏原市社会教育委員条例第3条の規定により2名の委嘱をお願いするものでございます。委嘱年月日につきましては、本日この会議でご承認いただければ、平成27年5月12日付で委嘱したいと考えております。委嘱期間は前任者の残任期間の平成28年3月31日までを予定しております。

【委嘱予定者について資料により説明】

よろしくご審議お願いいたします。

三宅委員長： 只今、説明がありました社会教育委員について、所属団体での変更のため2名の方が代わられるということですが、何かご意見等はございますか。社会教育委員の委嘱について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは議案第22号 柏原市社会教育委員の委嘱につきましては、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第23号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、担当課の方をお願いします。

藤田次長： 議案第23号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、文化財課よりご説明申し上げます。平成26年4月1日付で委嘱しました柏原市立歴史資料館等運営協議会委員について、大阪府立柏原東高等学校長がこの度人事異動により代わられましたので、今回議案として上程をさせていただきます。

【委嘱予定者を資料により説明】

委嘱につきましては、本日の教育委員会会議でご承認いただければ、平成27年5月12日付で行いたいと考えております。委嘱期間は前任者の残任期間の平成28年3月31日まででございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

三宅委員長： この議案につきましても所属団体におきまして人事異動があったことによる委員の変更ということですが、何かご意見等ございますか。柏原市立歴史資料館等運営協議会委員を委嘱することについて、決定してよろしいですか。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： ご意見、ご異議等がないので、議案第23号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、原案のとおり委嘱することに決定いたします。続きまして、議案第24号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、お願いします。

酒谷理事： 議案第24号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

平成25年4月1日付で委嘱した社会教育法第30条及び柏原市公民館運営審議会条例第3条の規定による委員の任期が平成27年3月31日で満了となりましたため、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱年月日でございますが、平成27年4月1日付とさせていただきます。委員の任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとさせていただきます。

【委嘱予定者を資料により説明】

今回、一般応募をいたしまして2名の方に応募をいただき、選考の結果、委員として委嘱することを考えております。異動でございますが、社会教育関係者としまして、区長会の代表の方1名と、学校教育関係者1名の計2名が変更となっております。他の委員につきましては、前回に引き続き委員として委嘱させていただきたいと考えております。よろしくご審議のほど、願申し上げます。

三宅委員長： 只今、説明がありましたように、柏原市公民館運営審議会委員ですが、2名の方が代わられたことと一般公募で2名の方の委嘱を考えられているということですが

ます。あとの委員の方は、引き続いて委員をお願いしたいということですので。何かご意見はございますか。柏原市公民館運営審議会委員について、原案のとおり委嘱してよろしいですか。

委員全員：（意見・異議等なし）

三宅委員長： それでは議案第24号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり委嘱することに決定いたします。次に議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について、図書館の方から説明をお願いします。

山路主幹： 議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について、図書館よりご説明させていただきます。平成25年4月1日から2年の任期で任命を行った委員の任期が平成27年3月31日をもって満了したため、新たに任命するものです。図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第2条第2項の規定に基づき次のとおり任命をさせていただきます。任命年月日は平成27年4月1日付でございます。委員の任期につきましては平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

【任命予定者について資料により説明】

ご承認よろしくお願いたします。

三宅委員長： 只今、説明がありましたように10名について、任期満了に伴って、任命を考えているということですが、何かご意見等がありますか。

田中委員： 新規の方はどの方になりますか。変更になった委員の方です。

山路主幹： 学校教育関係者及び社会教育団体関係者としての図書館ボランティアとPTA協議会の方が新規の方でございます。以上でございます。

三宅委員長： 何か他にご意見やご質問等がございますか。議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について、決定してよろしいですか。

委員全員：（意見・異議等なし）

三宅委員長： それでは議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について、原案のとおり任命することに決定することにいたします。次に議案第18号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について、これは継続審議になっていたものですが、学務課の方からお願いします。

松田課長： 学務課よりご説明申し上げます。前回、継続審議としていただいた議案でございます。委嘱年月日は、平成27年5月27日付、委嘱の期間は平成27年5月27日から平成28年3月31日まででございます。2点のご報告がございます。1点目は柏原市民生児童委員協議会について、当初この審議会の委員として考えておりましたので、同協議会会長にお願いしたところ、民生児童委員協議会の会議でも議題にしたが、会長をはじめ全ての役員が参加できないとの事でしたので、審議会の委員名簿から省かせていただきました。民生児童委員協議会の代表は、適正規模・適正配置審議会規則第3条第2項により「公共的団体等の代表者」であります。現在、委員には、「公共的団体等の代表者」が7名おられますので、これらの委員の方々で審議を進めていただけたらと考えております。2点目は、「公募による市民」についてです。4月15日から5月1日まで、市のホームページにて募集を行いましたが、応募者がございませんでした。そこで更に5月11日まで

再募集をかけました。現在までのところ応募者がございません。このまま応募者がいないという可能性が高いと思われます。応募者がいない場合は、市民委員を削除させていただき、学識経験者、公共的団体等の代表者、市立小学校及び中学校の校長の計11名で審議を行っていただくことを考えております。応募者があった場合は、改めて教育委員会会議で承認をいただくこととなると思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

三宅委員長： 議案第18号について、説明がありましたように民生児童委員協議会の中からの推薦がなかったということと、公募による市民の応募が事実上ないということで、公募による委員がいない状態で発足するということですが、何かご質問ご意見はございますか。これから柏原市の子どもたちが減っていくなかで、重要な審議会になってくるのではないかとと思いますが、ご意見・ご質問等はございますか。議案第18号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について、決定してよろしいか。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは議案第18号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定することといたします。続きまして、議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員への諮問について、お願いします。

松田課長： 議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会に対する諮問について、学務課よりご説明いたします。諮問事項については、議案書に記載されております(1)市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること。(2)幼小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関することの2点でございます。全国的に少子化が進んでいるなかで、本市においても児童・生徒数が減少傾向にあります。今年度、桜坂小中学校を除くと、12学級未満の小規模校は、小学校では10校中3校、中学校では6校中4校になります。さらに来年度には小学校で1校増えまして、10校中4校、中学校でも1校増えまして玉手中学校以外全て小規模校になる見込みです。小規模校では、クラス替えができず人間関係が固定化されたり、集団の相互作用による社会性の育成や、切磋琢磨する機会に恵まれなかったりする課題があります。全市的に幼小中一貫教育を推進している本市といたしましては、このような状況に鑑み、教育の機会均等を図るだけでなく、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、これを機に、一体型や複合型の校舎・施設の建設についても検討し、基本方針を立てる必要があります。さらに、土砂災害警戒区域にも指定されている学校が多く、移動・再編等も鑑みて学校整備を検討する必要もあります。これらの検討事項の審議を行うために、議案にありますように柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会に諮問したいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

三宅委員長： 諮問事項2点とその理由について説明いただきましたけれども、いずれにしても子どもたちが減っていく中で適正規模を維持するための統廃合、或いは学校が土砂災害等の警戒区域に指定されている中にあるということも鑑みて、適正配置、適正規模について答申していただくという内容になっていると思いますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

吉原教育長： 本日、教育基本振興計画の議論が総合教育会議でありましたが、小中一貫、ここでは幼小中一貫になっていますけれども、保幼小中一貫というのが、一番大きな枠組みです。それをこの審議会でもどこまでを領域としてするのかというと、実際のところは小・中が中心になりますね。幼稚園もいれるのであれば、むしろ保育所も入れて保幼小中と書くべきだと思いますし、保育所を入れないのであれば、小中一貫教育とだけ書いておくかですね。審議会の委員に保幼まで一緒に議論するのですかと言われた時に専門領域をはずれたりしますので、審議会に触れるとしたら、保幼小中一貫を推進する柏原市であるということ踏まえて、今後議論して施設一体型を検討する際には、保幼小中一貫の可能性についても十分留意することといった形で意見をいただく方が、実際には保育所をどこにしますかといったことは答申に書くわけにいきませんから、むしろ「幼」も削除して小中一貫教育を推進する観点からのとした方がいいですね。

三宅委員長： 柏原市の一貫教育のはじまりのところでは、幼稚園から小学校への段差を、或いは小学校から中学校への段差をゆるやかにするということが目的の一つにあったわけです。そうしたことから幼小中一貫教育という言葉は使われてきたと思います。今、言われたように、ここで適正規模という話をする際には、保育所も幼児教育という中には含まれてくるとは思います。ただ今、教育長は話の内容をもう少し分けて、例えば幼保、或いは小中という考え方で捉えていく方が、全体の流れの中でいいのではないかとということで述べられたと思います。

吉原教育長： 議論が拡散しすぎますと、結局筋の通った議論になりにくい様な気がしましたので、敢えて、もうここでは小中一貫教育を推進する観点ということだけでとどめておいた方がいいのではと思います。

松田課長： ありがとうございます。

三宅委員長： 他に何かご意見はございませんか。

山崎委員： 理由の中で、全市的に幼小中、「幼」を削除したとして、小中一貫教育を推進している本市として一体型や複合型の校舎、施設の建設についてとありますが、一体型というのは校舎ですね。複合というのは、複合型の校舎ではなくて複合施設ですね。

吉原教育長： 複合型というと、他の施設と合同ということですか。

山崎委員： 例えば、図書館や福祉施設等が入った施設です。

吉原教育長： 教育振興基本計画には、どのように書いてありますか。このような書き方になっていますか。

尾野部長： 計画には、複合型は入っていません。

山崎委員： 一体型の校舎や複合型の施設といった書き方をすればわかりやすいと思います。

蛇草教育監： 今のお話ですと、教育の範疇から出た施設が入ってくることにになりますので、ご指摘をいただいております複合型をはずす方がよいかと思います。

山崎委員： それでは一体型の校舎ですね。

吉原教育長： 全体の流れですけれども、理由について段落ごとに書いてありますが、3段落目「そこで」以下の文章の前に、4段落目の「また」以下の文章を先に書いたうえで、上

記2点を踏まえて、そこで本市小・中学校において、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、学校規模等の適正化について検討するとした方がよいと思います。それと「また」以下の文中には、全市的に幼小中一貫とありますが、ここは保幼小中一貫教育を推進している本市と書いてもいいのかもしれませんが。それからもう1点、本日の午前中の会議でもありましたように、一体型が必要ということと校舎建設については、付け足しではなく、前面に押し出す必要から、「今後の基本的な方策を立てる必要があります」とした方がよいと思います。

松田課長 : ありがとうございます。

山崎委員 : 1番の諮問事項の(2)は小中一貫教育でいいですね。

田中委員 : 「幼」を抜いた方がいいですね。

吉原教育長 : そうですね。

山崎委員 : これで整理できたのではないですか。

尾野部長 : 一つだけ意見を言わせていただいてよいですか。この幼小中一貫教育というのは固有名詞と捉えており、その中で市立小・中学校というイメージを事務局としては持っております。

吉原教育長 : 下の理由の方は、幼小中でもよいかもしれませんが、上の諮問事項(2)の方は小中一貫としておく方がよいと思います。

三宅委員長 : 内容が小・中学校の適正規模等になっていることから、そういう意味では諮問事項のところの「幼」は削除しておいてもよいかと思えますね。

吉原教育長 : 諮問事項の方はそうですが、理由の方はどちらとも言い切れませんね。

三宅委員長 : そうですね。今まで確かに幼小中一貫教育ということできています。

尾野部長 : 教育委員会から幼稚園に関する事務が全てなくなったわけではございません。

山崎委員 : 諮問については、幼稚園に関係なく諮問したらよいわけです。

吉原教育長 : 諮問事項の方は「幼」を削除して、理由は幼小中一貫教育という固有名詞という捉え方でいきます。

山崎委員 : 統一している方がよいのではないかとも思います。

尾野部長 : 説明として、ここに「幼」が入っているのは固有名詞という捉え方です。教育振興基本計画でも幼小中と入っていますので、この部分を事務局として「幼」を削除するというのは少々抵抗感があります。

山崎委員 : 諮問を受ける委員たちもはっきりしている方が審議しやすいです。

三宅委員長 : 諮問事項では「幼」を省いて、理由の方では今までの流れの中で「幼」は残しておく。

吉原教育長 : 全市的にという文言がありますから、全市的に行っているのはやはり幼小中一貫です。

三宅委員長 : 諮問する内容については、諮問事項で明確にさせているから、それでよいかと思えます。

田中委員 : これは考えすぎなのかもしれませんが、学校が多いため移動再編とありますが、学校を移動という言い方をしますか。文言とすれば、移転といったことになるように

と思いますが、移動でいいのですか。

吉原教育長：　そうですね。

田中委員　：　例えば警戒区域のため移転せざるを得ないという言い方になると思います。

吉原教育長：　移転ですね。

三宅委員長：　今までのところに関して、学務課の方はよろしいですか。

松田課長　：　はい。

三宅委員長：　他に何かございますか。議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会に対する諮問について、決定してよろしいですか。

委員全員：　（意見・異議等なし）

三宅委員長：　それでは議案第26号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会に対する諮問については、原案を修正した上で決定させていただきます。続きまして、議案第27号 平成27年度就学援助について、担当課の方からお願いします。

松田課長　：　学務課の方から、ご説明いたします。平成27年度就学援助についてでございます。準要保護児童生徒の認定基準でございますが、柏原市就学援助費支給要綱第4条第2項の規定により、本市の生活保護基準の1.1倍とし、支給額の内訳は、その下にあります表のとおりでございます。次に、就学援助制度につきまして、ご説明申し上げます。9ページ「就学援助制度の概要」をお開き願います。就学援助制度は、経済的に就学が困難と認められる児童及び生徒に対し、必要な援助を行う制度でございます。憲法26条の「等しく教育を受ける権利」を実現するため、教育基本法第5条で義務教育を定め、第2項では「国及び地方公共団体は、その実施に責任を負う」とされています。また、学校教育法第19条には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とあり、それを受けて、本市では、柏原市就学援助費支給要綱を設けて運用しているところでございます。次に、支給対象世帯でございますが、現に生活保護を受けている世帯である要保護者と、生活保護世帯と同じ程度の生活困窮世帯である準要保護者が対象となります。次に、就学援助の認定基準額につきまして、ご説明申し上げます。就学援助の認定基準額は、各市町村で決定することになっておりますが、多くの市町村が、国の生活保護基準に市で定めた率を乗じた額を就学援助費の認定基準としており、大阪府下では概ね生活保護法の保護基準額の1.0倍から1.3倍の範囲内で実施されております。本市におきましては、平成18年度までは1.25倍としていましたが、平成19年度より1.1倍となり、平成27年度も1.1倍で実施したいと考えております。ただ、基準となる生活保護額は、厚生労働省が3年かけて見直す方針を打ち出し、平成25年8月に生活扶助費、期末一時扶助費等が減額されました。厚労省から「生活扶助見直しにより他制度に影響が及ばないように」との厚生労働事務次官通知、文科省から同じ趣旨の依頼文が届きましたので、平成25年度は平成24年度と同じ基準で就学援助を実施しました。平成26年4月に2回目の変更があり、消費税の増税により、生活保護額が約2.9%増額することが決まりましたが、平成25年度の引き下げの効果の方が大きいので、それを反映することは適当でないと考え、平成24年度と同じ基準で実施しました。そして平成27年でございますが、4月に

3回目の生活保護額の引き下げが行われ、このまま平成24年度と同じ基準で実施した場合、その差が大きくなり、本市の財政状況を勘案して平成27年度は、引き下げ後の生活保護基準で実施したいと考えています。直近の5年間の認定基準表につきましては、13ページをご覧ください。今年度より、引き下げ後の生活保護基準で実施しましたので、認定基準額がこの表の標準4人家族では前年度に比べ、約34万円程度下がっております。次に11ページの方にお戻りください。援助の費目につきましては、生活保護費を受給している要保護世帯は、教育扶助の対象とならない修学旅行費が就学援助の対象となります。準要保護世帯は、学用品費、校外学習費、林間・臨海学習費、修学旅行費、学校給食費などが、また、学校保健安全法施行令第8条に指定された疾病の医療費が支給されます。次に就学援助費支給金ですが11ページの下の方ですが、支給単価は、文部科学省の国庫補助単価を目安にして決定しておりますので、平成27年度は平成26年度と同じ支給額で実施したいと考えております。また、「新入学の学用品費」の支給時期につきましては、今までは中学1年になってからの支給でしたが、実際に新入学の学用品を購入するのは、6年生の3学期ですので、6年生の3学期の時点で支給できるように作業を進めております。次に、年度別決算の概要につきましては、12ページをご覧ください。平成26年度が未確定となっておりますのは、医療費が未確定だからでございます。また、否認定についての異議申し立ての審査につきましては、例年どおり教育委員会に認定審査協議会を設け、適正な運用を図ってまいりたいと考えております。委員は教育委員会委員1名、健康福祉部1名と教育部長、指導課長、学務課長となっておりますが、今年度、機構改革がありましたので、教育監も入っていただく方向で進めて参ります。ご協力よろしくお願いたします。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

三宅委員長：平成27年度の就学援助について、認定基準を生活保護基準の1.1倍とする。これは昨年度と同じということですね。色々と社会状況が変わってきておりますけれども、何かご意見・ご質問等ございますか。

吉原教育長：議案書の12ページに年度別決算の概要があり、年度によって増減がありますね。平成26年度は未確定とは書いてはありますが、これだけ増えている要因は何ですか。

北井参事：中学校給食に関する援助が入ったので、その増額分です。

吉原教育長：中学校給食に関する額がこれぐらいの額になるのですね。

北井参事：小・中で平均すると、これぐらい額になります。

吉原教育長：わかりました。

北井参事：中学校のみの額になると、もう少し高くなります。

吉原教育長：その前のページで、平成26年度と同じ支給額で実施したいということは、平成27年度もこれぐらいの金額になるわけですね。

北井参事：支給額の単価的には同じですけども、申請する人数は減ってくるようになります。

吉原教育長：わかりました。

三宅委員長：認定率は出てはいますが、昨年度に申請された中で、非認定になったの

はどのくらいの人数ですか。

北井参事 : 非認定は約70~80人くらいだったと思います。再審査になったのは5人おられます。

尾野部長 : 就学援助の認定基準については、以前戦略会議にかかっていたと思いますが、その時の議論を踏まえての今年度の対応と考えてよろしいですか。

北井参事 : そうです。

吉原教育長 : 戦略会議にかかった時は、生活保護基準の1.1倍で実施するということまで、次のステップで厳しい財政状況の下で、こうした扶助費的なものも基準の精査をしなければいけないという話がありました。ここにもありますように、大阪府下の多くは1.0~1.3となっていますけれども、全てがそうではなくて、その様な基準を採っていない市もありますね。他市の状況もよく見て、別の基準で実施しているところにターゲットを絞って検討しなさいということになっておりましたが、そちらの方の検討はどの様な状況ですか。

北井参事 : 府下33市のうちで、生活保護基準で実施しているところが柏原市を含めて25市ですけれども、独自基準としている市でも生活保護を参照しているところが2市ぐらいございます。あとは大阪市の消費者物価指数を基にして基準額を算出している所が4市です。全く独自というのは、2市かと思っています。

吉原教育長 : その独自はどういう基準ですか。

北井参事 : 世帯について、62万円プラスその世帯人数に応じて加算していき基準額を設定されております。そのもとになる基準をどうして算出されたのかまでは不明でございます。

吉原教育長 : 大阪市の消費者物価指数というのは、伸びは理解できますけれども、どの時点から始まっているのですか。

北井参事 : 毎年毎年、見直しをされていると聞いております。

吉原教育長 : 過去の数値、それはわからないのですね。市の住民税の課税標準を使っている市は皆無ですか。

北井参事 : そうです。知る限り、大阪府ではございません。

吉原教育長 : そうですか。

尾野部長 : 判定の基になる数字が、1年遅れになります。

三宅委員長 : そうですね。

吉原教育長 : それはそうですけど、また別途協議させていただきたいと思います。

三宅委員長 : 何か他にご質問等はございませんか。毎年かなり厳しい査定をしなければならぬ状況ではあると思います。財源が豊富にあればよいのですが、現状は厳しい状況にあります。

尾野部長 : 1点補足がございます。学務課長からもありましたように入学学用品費の支払いが入学してからになるわけです。議会の方からも何とかならないかという指摘もあり、小学校の入学前に支給できればよいのですが、周知の面など色々と難しい問題もございしますので、まずは小学生から中学生に進級する小学校6年生の方については入学前に支給す

るということです。前倒しで支給することになりますので、財政当局とも補正予算を編成して対応するという形で進めていかなければいけませんので、今の段階ではそれに向けて調整しているというご報告でございます。

三宅委員長： 確かに入学前に支給する方が受給する側にすれば、負担の軽減になると思います。

尾野部長： その辺り、調整していかなければいけない部分はあります。

三宅委員長： 何か他にご意見はございますか。それでは平成27年度就学援助について、認定基準を生活保護基準額の1.1倍と決定してよろしいですか。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは、議案第27号 平成27年度就学援助については、原案のとおり認定基準を生活保護基準額の1.1倍と決定いたします。本日の議事案件は以上でございます。続いて、報告事項、その他についてお願いします。

松田課長： 【平成27年度 柏原市立学校園の児童・生徒数・園児数、学級数と教員数について報告】

中野次長： 【藤井寺市柏原市学校給食組合規約の一部改正についての報告】

三宅委員長： 他に報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成27年第6回定例教育委員会会議につきましては、平成27年6月23日、午後4時00分からの予定とします。会議終了にあたりまして、西 職務代理よりご挨拶をお願いします。

西 委員： 以上をもちまして、平成27年第5回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年5月12日